秋田県一般競争入札実施要綱の一部改正　新旧対照表

新	旧
（その他） 第１７条　略 ２　落札者は、建設業法第２０条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認められるときは、落札決定から契約締結までに、知事に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。 ３　略	（その他） 第１７条　略 （新設） ２　略

附　則

１　この要綱は、令和７年１月１日から施行する。

２　この要綱による改正後の秋田県一般競争入札実施要綱の規定は、令和７年１月１日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

秋田県一般競争入札実施要綱の運用方針の一部改正　新旧対照表

新	旧
第17条関係 　　第２項に規定する落札者による通知は、別紙様式第11号又はこれに準じた様式により行うものとする。	（新設）
入　札　説　明　書 14　苦情申立て 　本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続等に不服がある者は、秋田県政府調達苦情検討委員会（連絡先：秋田県総務部広報広聴課　電話０１８－８６０－００００）に対して苦情申し立てを行うことができる。 15　その他 (1)～(6)　略 (7)　落札者となった者は建設業法第２０条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認められるときは、落札決定から契約締結までに，秋田県知事に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。 (8)～(10)　略	入　札　説　明　書 14　苦情申立て 　本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続等に不服がある者は、秋田県政府調達苦情検討委員会（連絡先：秋田県総務部総務　　課　電話０１８－８６０－００００）に対して苦情申し立てを行うことができる。 15　その他 (1)～(6)　略 （新設） (7)～(9)　略

新

（様式第３号）

配置予定技術者の資格・工事経歴

会　社　名

氏　　名	区　分	所持している ・法令による資格の取得年月日、番号 ・監理技術者資格者証の交付年月日、交付番号 ・監理技術者講習の修了年月日	従事した工事の内容等							
			工　事　名	発注者名	施工場所 (都道府県名)	契約金額 (百万円)	施工年度及び工期（月数）	従事役職	専任又は兼任	工　事　概　要
	監　理 技術者							主　任 技術者 監　理 技術者		
	監　理 技術者							主　任 技術者 監　理 技術者		
	監　理 技術者							主　任 技術者 監　理 技術者		

［配置予定技術者の資格・工事経歴上の注意］
１．工事経歴については、入札公告において示した要件と同種の工事を優先して記載すること。
２．過去　年間の主要な工事経歴について、秋田県発注工事、それ以外の公共工事、民間工事の順に記載すること。
３．資格については、確認できる検定試験合格証明書、監理技術者資格者証（監理技術者講習修了履歴を含む。）の写しを添付すること。なお、建設業法第２７条第１項に規定する技術検定に合格した者において、合格証明書を受領していない場合は、試験実施機関が発出する合格通知書の交付日から半年程度の間は、合格証明書の写しに代えて合格通知書の写しを添付することで足りるものとする。この場合、当該資格の取得年月日及び番号に代えて、合格通知書の交付年月日を記載すること。
４．健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届等の写し、又はこれらに準ずる資料を添付すること。
５．技術者の候補が複数いる場合は、全員の記載ができるものであること。

旧

（様式第３号）

配置予定技術者の資格・工事経歴

会　社　名

氏　　名	区　分	所持している ・法令による資格の取得年月日、番号 ・監理技術者資格者証の交付年月日、交付番号 ・監理技術者講習の修了年月日	従事した工事の内容等							
			工　事　名	発注者名	施工場所 (都道府県名)	契約金額 (百万円)	施工年度及び工期（月数）	従事役職	専任又は兼任	工　事　概　要
	監　理 技術者							主　任 技術者 監　理 技術者		
	監　理 技術者							主　任 技術者 監　理 技術者		
	監　理 技術者							主　任 技術者 監　理 技術者		

［配置予定技術者の資格・工事経歴上の注意］
１．工事経歴については、入札公告において示した要件と同種の工事を優先して記載すること。
２．過去　年間の主要な工事経歴について、秋田県発注工事、それ以外の公共工事、民間工事の順に記載すること。
３．資格については、確認できる検定試験合格証明書、監理技術者資格者証（監理技術者講習修了履歴を含む。）の写しを添付すること。なお、建設業法第２７条第１項に規定する技術検定に合格した者において、合格証明書を受領していない場合は、試験実施機関が発出する合格通知書の交付日から半年程度の間は、合格証明書の写しに代えて合格通知書の写しを添付することで足りるものとする。この場合、当該資格の取得年月日及び番号に代えて、合格通知書の交付年月日を記載すること。
４．健康保険＿＿＿＿＿＿被保険者証＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿等の写し＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を添付すること。
５．技術者の候補が複数いる場合は、全員の記載ができるものであること。

新

（様式第３号の１）

配　置　予　定　技　術　者　の　現　況　　会社名＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名	現在従事している建設工事の有無	有の場合					
		工事名	発注者名	場所（市町村名）	請負金額（百万円）	工期（　～　）	本工事（※）に従事できると判断する理由
	有　　無						
	有　　無						
	有　　無						

1　発注者名については、具体的に記載すること。
2　工期については、年月日を記載すること。
※　本工事とは、今回入札参加申込みする工事のことである。

（参考）営業所＿＿技術者等の現況

氏名	営業所の名称	担当する工事の種類	氏名	営業所の名称	担当する工事の種類

1　営業所技術者等（建設業法第７条第２号に規定する営業所技術者及び第１５条第２号に規定する特定営業所技術者をいう。以下「営業所技術者等」という。）として営業所ごとに配置されている者の状況を記載すること。
2　担当する工事の種類については、建設業法上の工種を記載すること（「土」、「建」、「電」、「管」等）。
3　申込みする工事の内容にかかわらず、秋田県内にある建設業法上の営業所におけるすべての工種に係る営業所技術者等について記載すること。

旧

（様式第３号の１）

配　置　予　定　技　術　者　の　現　況　　会社名＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名	現在従事している建設工事の有無	有の場合					
		工事名	発注者名	場所（市町村名）	請負金額（百万円）	工期（　～　）	本工事（※）に従事できると判断する理由
	有　　無						
	有　　無						
	有　　無						

1　発注者名については、具体的に記載すること。
2　工期については、年月日を記載すること。
※　本工事とは、今回入札参加申込みする工事のことである。

（参考）営業所の専任技術者＿の現況

氏名	営業所の名称	担当する工事の種類	氏名	営業所の名称	担当する工事の種類

1　＿＿＿＿＿＿建設業法第７条第２号又は＿＿＿＿＿＿＿＿第１５条第２号に規定する専任の＿＿技術者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿として営業所ごとに配置されている者の状況を記載すること。
2　担当する工事の種類については、建設業法上の工種を記載すること（「土」、「建」、「電」、「管」等）。
3　申込みする工事の内容にかかわらず、秋田県内にある建設業法上の営業所におけるすべての工種に係る＿＿技術者＿について記載すること。

新	旧
（様式第 11 号） 年　　月　　日 秋田県知事 住所 商号又は名称 代表者氏名 通　　知　　書 次のとおり、建設業法第２０条の２第２項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。 工事名： ☐　主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰 （建設業法施行規則第１３条の１４第２項第１号） 発生するおそれのある事象※： 上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先： ※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の攻めに帰することができないものを記載 ☐　特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰 （建設業法施行規則第１３条の１４第２項第２号） 発生するおそれのある事象※： 上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先： ※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の攻めに帰することができないものを記載 その他連絡事項（空欄可） （注）１　本通知書については、建設業法施行規則第１３条の１４第２項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。 ２　本通知書を提出する場合は、落札決定から契約締結までに提出するものとする。 ３　「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。） ４　本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第２０条の２第３項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対し申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。 ５　本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。	（新設）

附　則

１　この通知は、令和７年１月１日から施行する。

２　この通知による改正後の秋田県一般競争入札実施要綱の規定は、令和７年１月１日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

秋田県条件付き一般競争入札実施要綱の一部改正　新旧対照表

新	旧
（落札決定後の書類提出等） 第１４条　略 ２～３　略 ４　落札者は建設業法第２０条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認められるときは、落札決定から契約締結までに、契約担当者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知書（様式第５号）を提出すること。 ５　前３項については、公告において明らかにするものとする。	（落札決定後の書類提出等） 第１４条　略 ２～３　略 （新設） ４　前２項については、公告において明らかにするものとする。

新

（様式第３号）

配　置　予　定　技　術　者　の　資　格　・　工　事　経　歴　等

会社名

工事番号（工事番号がない場合は工事名）

１　配置予定技術者の氏名、資格、工事経歴等

氏　名	所持している ・法令による資格の名称、取得年月日、番号 ・監理技術者資格者証の交付年月日、交付番号 ・監理技術者講習の修了年月日 （次回講習予定年月）	当該技術者を配置予定技術者として入札参加資格の確認を申請中の他の秋他県発注工事がある場合 当該工事の名称、発注機関、開札予定日	工　事　経　歴 （過去に従事した同種工事の内容等）						
			工事名	発注者名	施工場所 （都道府県名）	契約金額 （百万円）	施工年度 及び工期 （月数）	従事役職	工　事　概　要 【工法、施工数量を記載のこと】

【添付資料】　①検定試験合格証明書（建設業法第２７条第１項に規定する技術検定の合格証明書を受領していない場合にあっては、試験実施機関が発出する合格通知書の交付日から半年程度の間は合格通知書の写し）、監理技術者資格者証（監理技術者講習修了履歴を含む。）の写し

②３月以上の雇用関係があることが確認できる健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届等の写し、又はこれらに準ずる資料

③「従事役職」欄の記載に関し現場での技術的な関わりが判断できる資料（配置予定技術者と実績工事の関わりを示す施工体系図等）

【記載要領・注意】

１　この様式に記載するいずれの技術者も資格要件等を満たさない場合は入札参加資格無しと判断するため、技術者の候補が複数いる場合は全て記載できるものであること。

２　技術検定の合格通知書を添付する場合は、当該資格の取得年月日及び番号に代えて、合格通知書の交付年月日を記載すること。

３　工期中に監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年から起算して５年を経過する日を迎える場合は、当該５年を経過する日までに受講する予定の監理技術者講習の予定年月を括弧書きで記載すること。なお、複数年にわたる工期の場合は見込みの記載でも構わない。

４　記載した技術者について他に入札参加資格確認申請中の秋田県発注工事がある場合は、申請中の工事の名称等を記載すること。

５　「工事経歴」欄には、入札公告において同種工事の工事経歴が入札参加資格とされている場合のみ記載すること。なお、記載に不備・不足がある場合は追加の資料提出を求める場合がある。

６　複数の工事を記載する場合は、秋田県発注工事、それ以外の公共工事、民間工事の順に記載すること。

７　「従事役職」欄には、主任技術者又は監理技術者の役職名を記載すること。

旧

（様式第３号）

配　置　予　定　技　術　者　の　資　格　・　工　事　経　歴　等

会社名

工事番号（工事番号がない場合は工事名）

１　配置予定技術者の氏名、資格、工事経歴等

氏　名	所持している ・法令による資格の名称、取得年月日、番号 ・監理技術者資格者証の交付年月日、交付番号 ・監理技術者講習の修了年月日 （次回講習予定年月）	当該技術者を配置予定技術者として入札参加資格の確認を申請中の他の秋他県発注工事がある場合 当該工事の名称、発注機関、開札予定日	工　事　経　歴 （過去に従事した同種工事の内容等）						
			工事名	発注者名	施工場所 （都道府県名）	契約金額 （百万円）	施工年度 及び工期 （月数）	従事役職	工　事　概　要 【工法、施工数量を記載のこと】

【添付資料】　①検定試験合格証明書（建設業法第２７条第１項に規定する技術検定の合格証明書を受領していない場合にあっては、試験実施機関が発出する合格通知書の交付日から半年程度の間は合格通知書の写し）、監理技術者資格者証（監理技術者講習修了履歴を含む。）の写し

②３月以上の雇用関係があることが確認できる健康保険被保険者証等の写し

③「従事役職」欄の記載に関し現場での技術的な関わりが判断できる資料（配置予定技術者と実績工事の関わりを示す施工体系図等）

【記載要領・注意】

１　この様式に記載するいずれの技術者も資格要件等を満たさない場合は入札参加資格無しと判断するため、技術者の候補が複数いる場合は全て記載できるものであること。

２　技術検定の合格通知書を添付する場合は、当該資格の取得年月日及び番号に代えて、合格通知書の交付年月日を記載すること。

３　工期中に監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年から起算して５年を経過する日を迎える場合は、当該５年を経過する日までに受講する予定の監理技術者講習の予定年月を括弧書きで記載すること。なお、複数年にわたる工期の場合は見込みの記載でも構わない。

４　記載した技術者について他に入札参加資格確認申請中の秋田県発注工事がある場合は、申請中の工事の名称等を記載すること。

５　「工事経歴」欄には、入札公告において同種工事の工事経歴が入札参加資格とされている場合のみ記載すること。なお、記載に不備・不足がある場合は追加の資料提出を求める場合がある。

６　複数の工事を記載する場合は、秋田県発注工事、それ以外の公共工事、民間工事の順に記載すること。

７　「従事役職」欄には、主任技術者又は監理技術者の役職名を記載すること。

新

（様式第３号）　　（つづき）

会社名

工事番号（工事番号がない場合は工事名）

２　配置予定技術者の現況等

氏名	現在従事している建設工事の有無	有の場合					本工事（※）に従事できると判断する理由
		工事名	発注者名	場所（市町村名）	請負金額（百万円）	工期（　～　）	
	有　無						
	有　無						
	有　無						

１　工期については、年月日を記載すること。
※　本工事とは、今回入札参加資格の確認を申請する工事のことである。

３　営業所技術者等の現況

氏名	営業所の名称	担当する工事の種類	氏名	営業所の名称	担当する工事の種類

１　営業所技術者等（建設業法第７条第２号に規定する営業所技術者及び第１５条第２号に規定する特定営業所技術者をいう。以下、「営業所技術者等」という。）として営業所ごとに配置されている者の状況を記載すること。
２　担当する工事の種類については、建設業法上の工種を記載すること（「土」、「建」、「電」、「管」等）。
３　申請する工事の内容にかかわらず、秋田県内にある建設業法上の営業所におけるすべての工種に係る営業所技術者等について記載すること。
４　営業所技術者等を配置予定技術者としている場合は、２の表の「本工事（※）に従事できると判断する理由欄に対応方針を記載すること。
（建設業法第２６条の５の規定により兼務する場合は、その旨を記載し、人員の配置を示す計画書を添付すること。）

旧

（様式第３号）　　（つづき）

会社名

工事番号（工事番号がない場合は工事名）

２　配置予定技術者の現況等

氏名	現在従事している建設工事の有無	有の場合					本工事（※）に従事できると判断する理由
		工事名	発注者名	場所（市町村名）	請負金額（百万円）	工期（　～　）	
	有　無						
	有　無						
	有　無						

１　工期については、年月日を記載すること。
※　本工事とは、今回入札参加資格の確認を申請する工事のことである。

３　営業所の専任技術者の現況

氏名	営業所の名称	担当する工事の種類	氏名	営業所の名称	担当する工事の種類

１　建設業法第７条第２号又は第１５条第２号に規定する専任の技術者として営業所ごとに配置されている者の状況を記載すること。
２　担当する工事の種類については、建設業法上の工種を記載すること（「土」、「建」、「電」、「管」等）。
３　申請する工事の内容にかかわらず、秋田県内にある建設業法上の営業所におけるすべての工種に係る技術者について記載すること。
４　営業所の専任技術者を配置予定技術者としている場合は、２の表の「本工事（※）に従事できると判断する理由欄に対応方針を記載すること。
（建設業法上、営業所の専任技術者が専任を要する主任技術者等を兼ねることは認められません。）

新

（様式第３号）　（つづき）

会社名

工事番号（工事番号がない場合は工事名）

４　主任技術者又は監理技術者の増員配置の可否

可　・　否　（どちらかに〇）

「可」の場合は以下の表に必要事項を記入すること。

低入札価格調査を経て契約する場合に増員配置する予定の技術者の氏名、資格、現況等

氏　名	所持している ・法令による資格の名称、取得年月日、番号 ・監理技術者資格者証の交付年月日、交付番号 ・監理技術者講習の修了年月日 （次回講習予定年月）	現在従事している建設工事の有無	有の場合					
			工事名	発注者名	場所 （市町村名）	契約金額 （百万円）	工期 （　～　）	本工事に従事できると判断する理由
		有　無						
		有　無						
		有　無						

【添付資料】　①検定試験合格証明書（建設業法第２７条第１項に規定する技術検定の合格証明書を受領していない場合にあっては、試験実施機関が発出する合格通知書の交付日から半年程度の間は合格通知書の写し）、監理技術者資格者証（監理技術者講習修了履歴を含む。）の写し

②３月以上の雇用関係があることが確認できる健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届等の写し、又はこれらに準ずる資料

【記載要領・注意】

1　低入札価格調査を経て落札決定しようとする場合において、この様式に記載するいずれの技術者も資格要件等を満たさない場合は入札無効と判断するため、技術者の候補者が複数いる場合は全て記載できるものであること。また、この用紙に増員配置予定技術者に関する記載がない場合は、増員配置「否」とみなし、入札無効と判断する。

2　技術検定の合格通知書を添付する場合は、当該資格の取得年月日及び番号に代えて、合格通知書の交付年月日を記載すること。

3　工期中に監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年から起算して５年を経過する日を迎える場合は、当該５年を経過する日までに受講する予定の監理技術者講習の予定年月を括弧書きで記載すること。なお、複数年にわたる工期の場合は見込みの記載でも構わない。

4　工期については、年月日を記載すること。

5　本工事とは、今回入札参加資格の確認を申請する工事のことである。

旧

（様式第３号）　（つづき）

会社名

工事番号（工事番号がない場合は工事名）

４　主任技術者又は監理技術者の増員配置の可否

可　・　否　（どちらかに〇）

「可」の場合は以下の表に必要事項を記入すること。

低入札価格調査を経て契約する場合に増員配置する予定の技術者の氏名、資格、現況等

氏　名	所持している ・法令による資格の名称、取得年月日、番号 ・監理技術者資格者証の交付年月日、交付番号 ・監理技術者講習の修了年月日 （次回講習予定年月）	現在従事している建設工事の有無	有の場合					
			工事名	発注者名	場所 （市町村名）	契約金額 （百万円）	工期 （　～　）	本工事に従事できると判断する理由
		有　無						
		有　無						
		有　無						

【添付資料】　①検定試験合格証明書（建設業法第２７条第１項に規定する技術検定の合格証明書を受領していない場合にあっては、試験実施機関が発出する合格通知書の交付日から半年程度の間は合格通知書の写し）、監理技術者資格者証（監理技術者講習修了履歴を含む。）の写し

②３月以上の雇用関係があることが確認できる健康保険被保険者証等の写し

【記載要領・注意】

1　低入札価格調査を経て落札決定しようとする場合において、この様式に記載するいずれの技術者も資格要件等を満たさない場合は入札無効と判断するため、技術者の候補者が複数いる場合は全て記載できるものであること。また、この用紙に増員配置予定技術者に関する記載がない場合は、増員配置「否」とみなし、入札無効と判断する。

2　技術検定の合格通知書を添付する場合は、当該資格の取得年月日及び番号に代えて、合格通知書の交付年月日を記載すること。

3　工期中に監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年から起算して５年を経過する日を迎える場合は、当該５年を経過する日までに受講する予定の監理技術者講習の予定年月を括弧書きで記載すること。なお、複数年にわたる工期の場合は見込みの記載でも構わない。

4　工期については、年月日を記載すること。

5　本工事とは、今回入札参加資格の確認を申請する工事のことである。

新	旧
（様式第５号） 年　　月　　日 （あて先）契約担当者 住　　所 商号又は名称 代 表 者 氏 名 通　　知　　書 次のとおり、建設業法第２０条の２第２項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。 工事名： ☐　主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰 （建設業法施行規則第１３条の１４第２項第１号） 発生するおそれのある事象※： 上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先： ※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の攻めに帰することができないものを記載 ☐　特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰 （建設業法施行規則第１３条の１４第２項第２号） 発生するおそれのある事象※： 上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先： ※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の攻めに帰することができないものを記載 その他連絡事項（空欄可） （注）１　本通知書については、建設業法施行規則第１３条の１４第２項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。 ２　本通知書を提出する場合は、落札決定から契約締結までに提出するものとする。 ３　「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。） ４　本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第２０条の２第３項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対し申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。 ５　本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。	（新設）

新	旧
（様式第５号）　※記載例 年　　月　　日 （あて先）契約担当者 住　　所　○○市○○字○○０－０ 商号又は名称　○○建設（株） 代 表 者 氏 名　代表取締役　○○　○○ 通　　知　　書 次のとおり、建設業法第２０条の２第２項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。 工事名：　○○地区　河川災害復旧工事　○○－○○○○－○○ ☐　主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰 （建設業法施行規則第１３条の１４第２項第１号） 発生するおそれのある事象※：国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰 上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：報道等のURLを記載又はファイルを添付 ※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の攻めに帰することができないものを記載 ☐　特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰 （建設業法施行規則第１３条の１４第２項第２号） 発生するおそれのある事象※：○○豪雨災害の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足 上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：報道等のURLを記載又はファイルを添付 ※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の攻めに帰することができないものを記載 その他連絡事項（空欄可） 自由記述：上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等 （注）１　本通知書については、建設業法施行規則第１３条の１４第２項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。 ２　本通知書を提出する場合は、落札決定から契約締結までに提出するものとする。 ３　「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。） ４　本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第２０条の２第３項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対し申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。 ５　本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。	（新設）

附　則

１　この要綱は、令和７年１月１日から施行する。

２　この要綱による改正後の秋田県一般競争入札実施要綱の規定は、令和７年１月１日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

監理技術者等の工事現場における専任配置等についての一部改正　新旧対照表

新	旧
２　監理技術者等の専任の考え方 一件の請負代金の額が４，０００万円（建築一式工事の場合は８，０００万円）以上の建設工事については、主任技術者又は監理技術者　は工事現場ごとに専任でなければならない。 専任とは、「他の工事現場の技術者との兼任を認めないこと」を意味し、専任の主任技術者又は専任の監理技術者は常時継続的に当該工事現場に配置しなければならない。 また、専任の期間については次のとおりとする。 1）　元請工事 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者にあっては、契約工期をもって監理技術者等の専任期間とする。 ただし、次に掲げる期間については、工事現場への専任を要しない。 ①～②　略 ③　橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機、配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般であって、工場製作のみが行われている期間（工場製作過程において監理技術者等がこれを管理する必要があるが工事現場への専任は不要） ④　工事完成後、検査が終了し　　、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日を含む）も専任は不要） ただし、いずれの場合も、設計図書もしくは工事打合簿等の書面により明確となっていることが必要であり、設計図書の記載方法は別紙によるものとする。 この期間において兼務可能な他の建設工事は、請負代金の額が４，０００万円（建築一式の場合は８，０００万円）未満のもの、又は、専任を要さない建設工事である。 また、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程において工場製作のみが行われている場合を含めて、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がそれらの製作を一括して管理することができる。	２　監理技術者等の専任の考え方 一件の請負代金の額が４，０００万円（建築一式工事の場合は８，０００万円）以上の建設工事については、　　監理技術者等は工事現場ごとに専任でなければならない。 専任とは、「他の工事現場の技術者との兼任を認めないこと」を意味し、専任の主任技術者又は専任の監理技術者は常時継続的に当該建設現場に配置しなければならない。 また、専任の期間については次のとおりとする。 1）　元請工事 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者にあっては、契約工期をもって監理技術者等の専任期間とする。 ただし、次に掲げる期間については、工事現場への専任を要しない。 ①～②　略 ③　橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター　　等の工場製作を含む工事　　であって、工場製作のみが行われている期間（工場製作過程において監理技術者等がこれを管理する必要があるが工事現場への専任は不要） ④　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間　　 ただし、いずれの場合も、設計図書もしくは工事打合簿等の書面により明確となっていることが必要であり、設計図書の記載方法は別紙によるものとする。 この期間において兼務可能な他の建設工事は、請負代金の額が４，０００万円（建築一式の場合は８，０００万円）未満のもの、又は、専任を要さない建設工事である。 また、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程において工場製作のみが行われている場合を含めて、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の　　監理技術者等がそれらの製作を一括して管理することができる。 なお、上記③については、発電機、配電盤等

2)　略

3)　非専任期間の他の専任工事への従事

元請工事の監理技術者等については、1)②の期間に限って、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事（当該期間内に工事が完了するものに限る。）の専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐　として従事することができる。その際、災害等の非常時の対応方法についても、発注者の承諾を得なければならない。

また、下請の主任技術者については、担当する下請工事が実際に施工されていない期間に限って、発注者、元請及び上位の下請の全ての承諾があれば、発注者、元請及び上位の下請の全てが同一の他の工事（当該期間内に工事が完了するものに限る。）の専任の主任技術者として従事することができる。その際、災害等の非常時の対応方法についても、発注者、元請及び上位の下請全ての承諾を得なければならない。

4　監理技術者等の雇用関係

監理技術者等は、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者から選任されていることを確認しなければならない。

1)　直接的な雇用関係の考え方

直接的な雇用関係とは、監理技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、在籍出向者や派遣社員については直接的な雇用関係にあるとは認められない。

2)　略

3)　雇用関係の確認方法

直接的な雇用関係は資格者証の写し、　　市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、所属会社の雇用証明書の写し又はこれらに準ずる資料等で確認するものとする。

また、恒常的な雇用関係については、直接的な雇用関係で確認した資料の交付年月日　　等により確認するものとする。

4)　持株会社化等による直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い

の電機品などを含め、工場製作を含む工事全般を対象とするものであり、上記④については、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間も専任を要しないものである。

2)　略

3)　非専任期間の他の専任工事への従事

元請工事の監理技術者等については、1)②の期間に限って、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事（当該期間内に工事が完了するものに限る。）の専任の　　監理技術者　　等として従事することができる。その際、災害等の非常時の対応方法についても、発注者の承諾を得なければならない。

また、下請の主任技術者については、担当する下請工事が実際に施工されていない期間に限って、発注者、元請及び上位の下請の全ての承諾があれば、発注者、元請及び上位の下請の全てが同一の他の工事（当該期間内に工事が完了するものに限る。）の専任の主任技術者として従事することができる。その際、災害等の非常時の対応方法についても、発注者、元請及び上位の下請全ての承諾を得なければならない。

4　監理技術者等の雇用関係

監理技術者等は、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者から選任されていることを確認しなければならない。

1)　直接的な雇用関係の考え方

直接的な雇用関係とは、監理技術者等とその所属建設業者との間に第３者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいう。

したがって、在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係にあるとは認められない。

2)　略

3)　雇用関係の確認方法

直接的な雇用関係は資格者証　　、健康保険被保険者証又は市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書　　等で確認するものとする。

また、恒常的な雇用関係については、資格者証　　の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証等により確認するものとする。

4)　持株会社化等による直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い

上記にかかわらず、在籍出向者に係る直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについては、建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて（平成１３年５月３０日国総建第１５５号）、持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）（平成２８年１２月１９日国土建第３５７号）、企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（令和６年３月２６日国不建技第２９１号）及び官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（令和５年３月１３日国不建第６０１号）によることとする。	上記にかかわらず、在籍出向者に係る直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについては、建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて（平成１３年５月３０日国総建第１５５号）、持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて（改正）（平成２８年１２月１９日国土建第３５７号）、企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（令和６年３月２６日国不建技第２９１号）及び官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（令和５年３月１３日国土建第６０１号）によることとする。
7　営業所技術者等と監理技術者等との関係 次に掲げる建設工事について要件を満たす場合は、営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。）と主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねることができる。 ただし、1)～3)の併用はできない。	7　営業所における専任の技術者との関係 （新設）
1)　主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事 ①　当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。 ②　兼ねる工事現場の数が１件以下であること。 ③　建設工事の請負代金の額が１億円（建築一式工事の場合は２億円）未満であること。 ④　当該営業所と建設工事の工事現場間の距離がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ移動時間が片道おおむね２時間以内であること。 ⑤　建設工事の下請次数が３以下であること。 ⑥　主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員という。）を当該建設工事に配置できること。ただし、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合は、連絡員が当該建設工事の種類に関する実務の経験を１年以上有する者であること。 ⑦　当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術（現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、ＣＣＵＳ又はＣＣＵＳとＡＰＩ連携したシステム等）の措置を講じていること。 ⑧　人員の配置を示す計画書（県が発注する建	（新設）

設工事における技術者等の兼務要綱様式７）を作成し、当該工事現場に備え置くこと。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることができ、当該計画書に記載する主任技術者又は監理技術者欄に所属する営業所名を、建設工事１欄に契約した営業所名を記載すること。 ⑨　当該工事現場の状況を確認するための情報通信機器（遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものとして、スマートフォン、タブレット端末　又はＷＥＢ会議システム等）が設置され、かつ通信環境が確保されていること。 ⑩　所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 上記⑥の連絡員は当該建設工事において専任や常駐を求めず、直接的・恒常的雇用関係の必要はないが、施工管理の最終的な責任は受注者が負うことに留意すること。 また、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することができ、一つの建設工事に複数の連絡員を配置することもできる。 上記⑧の人員の配置を示す計画書は建設業法第２８条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該工事現場の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。	
2)　主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（営業所と工事現場が近接している場合） ①　当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。 ②　工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。 ③　当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。 ④　所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。	当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、当該工事の専任を要しない監理技術者等となることができる。
3)　主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（ 2)の場合以外） 1)の要件を全て満たすこと。 なお、上記2)～3)の建設工事の請負額は４，０００万円（建築一式工事の場合は８，０００万円）未満の工事に限るものとする。	（新設） なお、この場合　の建設工事の請負額は４，０００万円（建築一式工事の場合は８，０００万円）未満の工事に限るものとする。
10　密接な関連のある二以上の工事 密接な関連のある二以上の工事を同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる（建設業法施行令第２７条第２項）が、	10　密接な関連のある二以上の工事 密接な関連のある二以上の工事を同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる（建設業法施行令第２７条第２項）が、

監理技術者についてはそれぞれについて専任でなければならない。 　ただし、発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が当該複数の工事全体を管理することができる。 　この場合、これら複数の工事に係る下請契約の請負代金の合計額が４，５００万円（建築一式工事の場合は７，０００万円）以上となるときは、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。 　また、これら複数の工事に係る請負代金の合計額が４，０００万円（建築一式工事の場合は８，０００万円）以上となる場合、監理技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。 　なお、上記ただし書を適用した場合は一の工事現場との考えとなるため、建設業法第２６条第３項ただし書又は建設業法施行令第２７条第２項による兼務と併用することができる。	監理技術者についてはそれぞれについて専任でなければならない。 　ただし、発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が当該複数の工事全体を管理することができる。 　なお　　、これら複数の工事に係る下請契約の請負代金の合計額が４，５００万円（建築一式工事の場合は７，０００万円）以上となるときは、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。 　また、これら複数の工事に係る請負代金の合計額が４，０００万円（建築一式工事の場合は８，０００万円）以上となる場合、監理技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。

　附　則

この通知は、令和７年１月１日から施行する。

県が発注する建設工事における技術者等の兼務要綱の一部改正　新旧対照表

新	旧
（専任配置の監理技術者の兼務） 第２条　県工事の発注者は、次に掲げる県工事を除く県工事において、　　他工事と同一の　　監理技術者（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいい、同項第１号による場合を「専任特例１号」、同項第２号による場合を「専任特例２号」という。以下同じ。）を置くことを認めることができる。 (1)～(4)　略 ２　前項に規定する専任特例１号による兼務は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。 (1) 当該県工事と他工事の請負対応額が１億円（建築一式工事の場合は２億円）未満であること。 (2) 当該県工事と他工事の工事現場間の距離が、１日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ移動時間が片道おおむね２時間以内であること。 (3) 当該県工事と他工事の下請次数が３以内であること。 (4) 当該県工事と他工事に監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（「連絡員」という。以下同じ。）を配置できること。ただし、当該県工事と他工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合、連絡員は当該建設工事と同業種の建設工事に関し１年以上の実務経験を有すること。 (5) 当該県工事と他工事の施工体制を確認できる情報通信技術（現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、ＣＣＵＳ又はＣＣＵＳとＡＰＩ連携したシステム等）の措置を講じていること。 (6) 当該県工事と他工事に人員の配置を示す計画書（様式７）を作成し、工事現場毎に備え置くこと。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることができる。 (7) 当該県工事又は他工事の現場状況を確認するための情報通信機器（スマートフォン、タブレット端末又はＷＥＢ会議システム等）が設置され、通信環境が確保されていること。なお、山間部等の工事現場において、通信環境が悪く、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合は要件に該当しない。 (8) 当該監理技術者に求められている資格要件が県工事と他工事において同一であること。 (9) 監理技術者の専任配置を求められている他工	（専任配置の監理技術者の兼務） 第２条　県工事の発注者は、次に掲げる県工事を除く県工事において、次項に定める他工事と同一の特例監理技術者（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をい　　う。以下同じ。）を置くことを認めることができる。 (1)～(4)　略 （新設）

事の発注者が当該県工事との兼務を認めていること。	
3　専任特例１号による同一の監理技術者が兼務することができる工事の数は、当該県工事及び他工事を合わせて、２とする。	（新設）
4　第２項第４号に規定する連絡員は当該県工事への専任や常駐は求めず、直接的・恒常的な雇用関係も必要ないが、施工管理の最終的な責任は受注者が負うことに留意すること。また、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することができ、１つの工事に複数の連絡員を配置することもできる。	（新設）
5　第２項第６号に規定する人員の配置を示す計画書は、建設業法第２８条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該県工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。	（新設）
6　専任特例１号を活用した工事現場と専任配置を要しない工事現場を兼務することができるが、専任配置を要しない工事現場についても、第２項第１号から第９号の要件を全て満たし、かつ兼務することができる工事の数は２を超えてはならない。	（新設）
7　第１項の規定による専任特例２号により兼務する他工事は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。 (1) 当該県工事と他工事の工事場所が同一地域振興局管内であること。 (2) 当該　監理技術者に求められている資格要件が県工事と他工事において同一であること。 (3) 監理技術者の専任配置を求めていない他工事であること又は監理技術者の専任配置を求められている他工事の発注者が当該県工事との兼務を認めていること。	2　前　項に規定　する他工事は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。 (1) 当該県工事と他工事の工事場所が同一地域振興局管内であること。 (2) 当該特例監理技術者に求められている資格要件が県工事と他工事において同一であること。 (3) 監理技術者の専任配置を求めていない他工事であること又は監理技術者の専任配置を求められている他工事の発注者が当該県工事との兼務を認めていること。
8　第１項に規定する専任特例２号による監理技術者の兼務を認める場合に、当該県工事に配置する監理技術者補佐は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。 (1) 当該県工事に専任で配置すること。 (2) 当該県工事の監理技術者に求める資格を有する者又はその資格に係る建設業法第２７条第１項に規定する技術検定と同一の技術検定の１級の第１次検定に合格した者であること。ただし、建設工事の種類が、機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事又は清掃施設工事の場合は、当該建設工事の種類にかかる監理技術者の資格を有していること。 (3) 受注者と直接的な雇用関係にあり、かつ、３月以上の恒常的な雇用関係にあること。 (4)　監理技術者と常に連絡が取れる体制であること。	3　第一項の規定により　特例　監理技術者の配置を認める場合に、当該県工事に配置する監理技術者補佐は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。 (1) 当該県工事に専任で配置すること。 (2) 当該県工事の監理技術者に求める資格を有する者又はその資格に係る建設業法第２７条第１項に規定する技術検定と同一の技術検定の１級の第１次検定に合格した者であること。 (3) 受注者と直接的な雇用関係にあり、かつ、３月以上の恒常的な雇用関係にあること。 (4) 特例監理技術者と常に連絡が取れる体制であること。

(5) 受注者より監理技術者補佐が担う業務が明らかにされていること。 9　専任特例２号による監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会その他施工における主要な業務を適正に遂行しなければならない。 10　専任特例２号による監理技術者が兼務することができる工事の数は、当該県工事及び他工事を合わせて、２とする。 11　専任特例１号を活用した工事現場と専任特例２号を活用した工事現場を兼務することはできない。	(5) 受注者より監理技術者補佐が担う業務が明らかにされていること。 4　特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会その他施工における主要な業務を適正に遂行しなければならない。 5　同一の監理技術者が兼務することができる工事の数は、当該県工事及び他工事を合わせて、２とする。 （新設）
（専任配置の主任技術者の兼務） 第３条　県工事の発注者は、次に掲げる県工事を除く県工事において、他工事と同一の主任技術者（建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者をいい、同項第１号による場合を「専任特例１号」という。以下同じ。）を置くことを認めることができる。 (1) 請負対応額が１億円以上である県工事及び下請総額が４，５００万円（建築一式工事の場合は７，０００万円）以上と見込まれる県工事 (2)～(3)　略 2　前項に規定する専任特例１号による兼務は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。 (1) 当該県工事と他工事の請負対応額が１億円（建築一式工事の場合は２億円）未満であること。 (2) 当該県工事と他工事の工事現場間の距離が、１日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ移動時間が片道おおむね２時間以内であること。 (3) 当該県工事と他工事の下請次数が３以内であること。 (4) 当該県工事と他工事に主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（「連絡員」という。以下同じ。）を配置できること。ただし、当該県工事と他工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合、連絡員は当該建設工事と同業種の建設工事に関し１年以上の実務経験を有すること。 (5) 当該県工事と他工事の施工体制を確認できる情報通信技術（現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、ＣＣＵＳ又はＣＣＵＳとＡＰＩ連携したシステム等）の措置を講じていること。 (6) 当該県工事と他工事に人員の配置を示す計画書（様式７）を作成し、工事現場毎に備え置くこと。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法	（専任配置の主任技術者の兼務） 第３条　県工事の発注者は、次に掲げる県工事を除く県工事において、次項に定める他工事と同一の主任技術者を置くことを認めることができる。 (1) 請負対応額が８，０００万円以上である県工事及び下請総額が４，５００万円（建築一式工事の場合は７，０００万円）以上と見込まれる県工事 (2)～(3)　略 （新設）

によることができる。 (7) 当該県工事又は他工事の現場状況を確認するための情報通信機器（スマートフォン、タブレット端末又はＷＥＢ会議システム等）が設置され、通信環境が確保されていること。なお、山間部等の工事現場において、通信環境が悪く、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合は要件に該当しない。 (8) 当該主任技術者に求められている資格要件が県工事と他工事において同一であること。 (9) 主任技術者の専任配置を求められている他工事の発注者が当該県工事との兼務を認めていること。	
３　専任特例１号による同一の主任技術者が兼務することができる工事の数は、当該県工事及び他工事を合わせて、２とする。	（新設）
４　第２項第４号に規定する連絡員は当該県工事への専任や常駐は求めず、直接的・恒常的な雇用関係も必要ないが、施工管理の最終的な責任は受注者が負うことに留意すること。また、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することができ、１つの工事に複数の連絡員を配置することもできる。	（新設）
５　第２項第６号に規定する人員の配置を示す計画書は、建設業法第２８条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該県工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。	（新設）
６　専任特例１号を活用した工事現場と専任配置を要しない工事現場を兼務することができるが、専任配置を要しない工事現場についても、第２項第１号から第９号の要件を全て満たし、かつ兼務することができる工事の数は２を超えてはならない。	（新設）
７　建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第２７条第２項に規定する次に掲げる規定の適用については、当該各号に定めるところにより同一の主任技術者が兼務することができる。 (1)～(2)　略	２　前項に規定＿＿＿＿する他工事は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。 (1)～(3)　略
８　前項に規定により兼務する他工事は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。 (1)～(3)　略	３　＿＿＿＿＿同一の主任技術者が兼務することができる工事の数は、当該県工事及び他工事を合わせて、原則２程度（災害復旧工事等（災害復旧工事、改良復旧工事その他のこれらに類する工事をいう。以下同じ。）が１件以上あるときは３まで）とする。
９　第７項による同一の主任技術者が兼務することができる工事の数は、当該県工事及び他工事を合わせて、原則２程度（災害復旧工事等（災害復旧工事、改良復旧工事その他のこれらに類する工事をいう。以下同じ。）が１件以上あるときは３まで）とする。	４　建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第２７条第２項に規定する次に掲げる規定の適用については、当該各号に定めるところによ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿る。 (1)～(2)　略

（専任配置の監理技術者と主任技術者との兼務） 第４条　当該県工事と他工事において、それぞれ専任特例１号による要件に該当する場合は、監理技術者と主任技術者を兼務することができる。	（新設）
（現場代理人の兼務） 第５条　略 ２～３　略 ４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、第３条第７項の規定により県工事及び他工事（発注者は、国、県又は市町村の機関に限る。）において同一の主任技術者を配置し、又は配置しようとする工事である場合は、当該主任技術者と同一の現場代理人をそれぞれの工事に配置することができる。 ５　略	（現場代理人の兼務） 第４条　略 ２～３　略 ４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、前　条　　の規定により県工事及び他工事（発注者は、国、県又は市町村の機関に限る。）において同一の主任技術者を配置し、又は配置しようとする工事である場合は、当該主任技術者と同一の現場代理人をそれぞれの工事に配置することができる。 ５　略
（兼務を認めない県工事の入札公告） 第６条　略	（兼務を認めない県工事の入札公告） 第５条　略
（既契約工事がある場合等の入札の手続） 第７条　略 ２～３　略	（既契約工事がある場合等の入札の手続） 第６条　略 ２～３　略
第８条　略	第７条　略
第９条　専任特例２号による監理技術者を配置しようとする入札参加者は、記載例を参考に、秋田県条件付き一般競争入札実施要綱（平成１９年３月２９日建管－２４２２）様式第３号に配置予定監理技術者補佐の氏名、資格等を記載するとともに、同様式第３号で添付が必要とされる書類及び契約を締結している他工事の発注者の専任特例２号による監理技術者の配置の承認を証する書類を提出しなければならない。	第８条　　特例　　監理技術者を配置しようとする入札参加者は、記載例を参考に、秋田県条件付き一般競争入札実施要綱（平成１９年３月２９日建管－２４２２）様式第３号に配置予定監理技術者補佐の氏名、資格等を記載するとともに、同様式第３号で添付が必要とされる書類及び契約を締結している他工事の発注者の　　特例　　監理技術者の配置の承認を証する書類を提出しなければならない。
２　他工事に配置し、又は同時期に入札中の県工事に配置予定の監理技術者等を入札に参加しようとする県工事の監理技術者等と専任特例１号により兼務させようとする入札参加者は、記載例を参考に、秋田県条件付き一般競争入札実施要綱様式第３号に配置予定技術者の氏名、資格等を記載するとともに、同様式第３号で添付が必要とされる書類、契約を締結している他工事の発注者の兼務の承認を証する書類及び人員の配置を示す計画書（様式７）を提出しなければならない。	（新設）
３　他工事に配置し、又は同時期に入札中の県工事に配置予定の主任技術者を入札に参加しようとする県工事の主任技術者と第３条第７項により兼務させようとする入札参加者は、記載例を参考に、	２　他工事に配置し、又は同時期に入札中の県工事に配置予定の主任技術者を入札に参加しようとする県工事の主任技術者と　　兼務させようとする入札参加者は、記載例を参考に、

秋田県条件付き一般競争入札実施要綱様式第３号に配置予定主任技術者の氏名、資格等を記載するとともに、同様式第３号で添付が必要とされる書類、契約を締結している他工事の発注者の兼務の承認を証する書類及び理由書（様式４）を提出しなければならない。	秋田県条件付き一般競争入札実施要綱様式第３号に配置予定主任技術者の氏名、資格等を記載するとともに、同様式第３号で添付が必要とされる書類、契約を締結している他工事の発注者の兼務の承認を証する書類及び理由書（様式４）を提出しなければならない。
（既契約県工事の受注者の兼務の手続） 第１０条　略 ２～３　略 ４　県工事の発注者は、前項の規定により兼務を承認した後、契約変更等により第２条第２項又は第３条第２項に規定する要件を満たさなくなった場合は、兼務の承認を取り消し、受注者に当該県工事の監理技術者等を専任で配置するよう指示しなければならない。	（既契約県工事の受注者の兼務の手続） 第９条　略 ２～３　略 （新設）
（現場代理人の兼務の手続） 第１１条　略 ２　略 ３　県工事の発注者は、前項の規定により兼務を承認した後、契約変更等により第５条に規定する要件を満たさなくなった場合は、兼務の承認を取り消し、受注者に当該県工事の現場代理人を常駐させるよう指示しなければならない。	（現場代理人の兼務の手続） 第１０条　略 ２　略 ３　県工事の発注者は、前項の規定により兼務を承認した後、契約変更等により第４条に規定する要件を満たさなくなった場合は、兼務の承認を取り消し、受注者に当該県工事の現場代理人を常駐させるよう指示しなければならない。
（専任特例２号による監理技術者への変更等） 第１２条　専任の監理技術者が専任特例２号による監理技術者となる場合又は専任特例２号による監理技術者が専任の監理技術者となる場合は、技術者の変更及び工期途中での途中交代には当たらないものとする。	（　　特例　　監理技術者への変更等） 第１１条　専任の監理技術者が　　特例　　監理技術者となる場合又は　　特例　　監理技術者が専任の監理技術者となる場合は、技術者の変更及び工期途中での途中交代には当たらないものとする。

附　則

１　この要綱は、令和７年１月１日から施行する。

２　この要綱による改正後の県が発注する建設工事における技術者等の兼務要綱の規定は、令和７年１月１日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

新	旧
様式１（専任特例１号による監理技術者又は主任技術者の場合） 年　　月　　日 発注者あて 住　　所 商号又は名称 代　表　者　名 監理技術者等の兼務承認申請書 次の工事に配置している監理技術者等について、他の工事と兼務させたいので、関係書類を添えて申請します。 なお、監理技術者等の兼務する工事は２件までであること、専任特例１号の要件を満たさなくなった場合は、それぞれの工事に監理技術者等を専任で配置することを誓約します。 監理技術者等の氏名 監理技術者等の配置資格 兼　務　期　間 対象工事 工事名（工事番号） 監理技術者等を兼務させようとする他の工事 発　注　者　名 工事名（工事番号） 施工場所（市町村名） 監理技術者等の資格要件 契約状況　　契約締結済　・　入札中 契約金額又は予定価格 （　税　込　み　） ※様式７「人員の配置を示す計画書」を添付してください。	（新設）

新	旧

様式１（専任特例２号による監理技術者の場合）

年　　月　　日

発注者あて

住　　所
商号又は名称
代　表　者　名

監理技術者の兼務承認申請書

次の工事に配置している監理技術者について、他の工事と兼務させたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、監理技術者の兼務する工事は２件までであること、各工事に配置する監理技術者補佐はそれぞれの工事に専任で配置することを誓約します。

監理技術者の氏名

監理技術者の配置資格

兼務期間

対象工事

工事名（工事番号）

監理技術者補佐の氏名

監理技術者補佐の所持資格

監理技術者を兼務させようとする他の工事

発注者名

工事名（工事番号）

施工場所（市町村名）

監理技術者の資格要件

契約状況　　契約締結済　・　入札中

※配置予定の監理技術者補佐の所持資格及び雇用関係を確認できる書類を添付してください。

様式１（　　監理技術者の場合）

年　　月　　日

発注者あて

住　　所
商号又は名称
代　表　者　名

監理技術者の兼務承認申請書

次の工事に配置している監理技術者について、他の工事と兼務させたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、監理技術者の兼務する工事は２件までであること、各工事に配置する監理技術者補佐はそれぞれの工事に専任で配置することを誓約します。

監理技術者の氏名

監理技術者の配置資格

兼務期間

対象工事

工事名（工事番号）

監理技術者補佐の氏名

監理技術者補佐の所持資格

監理技術者を兼務させようとする他の工事

発注者名

工事名（工事番号）

施工場所（市町村名）

監理技術者の資格要件

契約状況　　契約締結済　・　入札中

※配置予定の監理技術者補佐の所持資格及び雇用関係を確認できる書類を添付してください。

新

様式１（第３条第７項による主任技術者の場合）

主任技術者の兼務承認申請書

年　月　日

発注者あて

住　　所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

下記のとおり、施工中の貴発注工事に配置している専任の主任技術者が、建設業法施行令第２７条第２項の規定により他の工事と兼務したいので承認申請します。

記

主任技術者の氏名		
施工中の工事	工事番号	
	工事名	
	工事現場の場所	
	主任技術者の配置資格	
兼務しようとする他工事1	工事名	
	工事現場の場所	
	工事内容の概要	
	請負金額（予定価格）	
	工期	
	専任・非専任の区分	
	主任技術者の配置資格	
	発注者（担当課所）	
	発注者担当者（電話番号）	
兼務しようとする他工事2	工事名	
	工事現場の場所	
	工事内容の概要	
	請負金額（予定価格）	
	工期	
	専任・非専任の区分	
	主任技術者の配置資格	
	発注者（担当課所）	
	発注者担当者（電話番号）	
2件（3件）の工事の関係	1　2件（3件）の工事の対象工作物の一体性又は連続性がある。 （内容：　　） 2　2件（3件）の工事の施工にあたり相互に調整を要する。 （内容：　　） ※上記１又は２の該当するものに○を付け、内容を簡潔に記入すること。	

1　2件（3件）の工事現場間の自動車で通行な経路を示す経路図を添付すること。なお、経路図には経路距離を明示すること。

2　他工事への兼務が決定した時は、速やかに報告すること。

旧

様式１（＿＿＿＿＿＿＿＿主任技術者の場合）

主任技術者の兼務承認申請書

年　月　日

発注者あて

住　　所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

下記のとおり、施工中の貴発注工事に配置している専任の主任技術者が、建設業法施行令第２７条第２項の規定により他の工事と兼務したいので承認申請します。

記

主任技術者の氏名		
施工中の工事	工事番号	
	工事名	
	工事現場の場所	
	主任技術者の配置資格	
兼務しようとする他工事1	工事名	
	工事現場の場所	
	工事内容の概要	
	請負金額（予定価格）	
	工期	
	専任・非専任の区分	
	主任技術者の配置資格	
	発注者（担当課所）	
	発注者担当者（電話番号）	
兼務しようとする他工事2	工事名	
	工事現場の場所	
	工事内容の概要	
	請負金額（予定価格）	
	工期	
	専任・非専任の区分	
	主任技術者の配置資格	
	発注者（担当課所）	
	発注者担当者（電話番号）	
2件（3件）の工事の関係	1　2件（3件）の工事の対象工作物の一体性又は連続性がある。 （内容：　　） 2　2件（3件）の工事の施工にあたり相互に調整を要する。 （内容：　　） ※上記１又は２の該当するものに○を付け、内容を簡潔に記入すること。	

1　2件（3件）の工事現場間の自動車で通行な経路を示す経路図を添付すること。なお、経路図には経路距離を明示すること。

2　他工事への兼務が決定した時は、速やかに報告すること。

新	旧

様式７（人員の配置を示す計画書）

年　　月　　日

（新設）

省令※1 17条の2又は17条の5に基づく人員の配置を示す計画書

対象期間	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日	

建設業者	名称（イ※2）				
	所在地（イ）				
主任技術者又は監理技術者（営業所技術者又は特定営業所技術者）	氏名（ロ）				
	所属営業所名（ロ）				※17条の5の場合のみ記載
	一日平均の法定外労働時間（ハ）	見込み時間		実績時間	

建設工事１	工事名称（ニ(1)）		
	工事現場所在地（ニ(1)）		
	契約締結営業所（ニ(1)）	名称	※17条の5の場合のみ記載 ※上記所属営業所と同じである必要
		所在地	
	建設工事の内容（ニ(2)）		※法別表第1上段のどれか
	請負代金の額（ニ(3)）		※1億円未満（建築一式工事の場合は２億円未満）である必要
	移動時間（ニ(4)）		※１日で巡回可能かつ概ね２時間以内である必要
	下請次数（ニ(5)）		※３次以内である必要
	工事現場の施工体制の確認方法（ニ(7)）		
	情報通信機器（ニ(8)）		
	連絡員（ニ(6)）	氏名	
		所属会社	
		実務の経験	

実務の経験	工事名称	期間
※土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載 ※実務の経験は１年以上である必要		年　月～　年　月
		年　月～　年　月
	合計	年　月

建設工事２	工事名称（ニ(1)）		
	所在地（ニ(1)）		
	建設工事の内容（ニ(2)）		※法別表第1上段のどれか
	請負代金の額（ニ(3)）		※1億円未満（建築一式工事の場合は２億円未満）である必要
	移動時間（ニ(4)）		※１日で巡回可能かつ概ね２時間以内である必要
	下請次数（ニ(5)）		※３次以内である必要
	工事現場の施工体制の確認方法（ニ(7)）		
	情報通信機器（ニ(8)）		
	連絡員（ニ(6)）	氏名	
		所属会社	
		実務の経験	

実務の経験	工事名称	期間
※土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載 ※実務の経験は１年以上である必要		年　月～　年　月
		年　月～　年　月
	合計	年　月

※1：建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）

※2：省令（17条の2第1項第5号又は省令17条の5第1項第5号）の該当する号等、他同じ

以上

新

（記載例・専任特例２号による監理技術者）

配　置　予　定　技　術　者　の　資　格　・　工　事　経　歴　等

会社名　　Ａ建設株式会社

工事番号（工事番号がない場合は工事名）

1　配置予定技術者の氏名、資格、工事経歴等

氏　名	所持している ・法令による資格の名称、取得年月日、番号 ・監理技術者資格者証の交付年月日、交付番号 ・監理技術者講習の修了年月日 （次回講習予定年月）	当該技術者を配置予定技術者として入札参加資格の確認を申請中の他の秋他県発注工事がある場合 当該工事の名称、発注機関、開札予定日	工　事　経　歴 （過去に従事した同種工事の内容等）						
			工事名	発注者名	施工場所 （都道府県名）	契約金額 （百万円）	施工年度 及び工期 （月数）	従事役職	工　事　概　要 【工法、施工数量を記載のこと】
山王太郎	←他工事に配置されている監理技術者の例								
山王次郎	←同時期に入札中の県工事に配置予定の監理技術者の例	道路舗装工事 由利地域振興局 ○年○月○日開札							
山王三郎 （補佐）	←監理技術者補佐の例 ※補佐であることがわかるように記載								

≪備考　記載省略≫

旧

（記載例・＿＿＿＿＿＿監理技術者）

配　置　予　定　技　術　者　の　資　格　・　工　事　経　歴　等

会社名　　Ａ建設株式会社

工事番号（工事番号がない場合は工事名）

1　配置予定技術者の氏名、資格、工事経歴等

氏　名	所持している ・法令による資格の名称、取得年月日、番号 ・監理技術者資格者証の交付年月日、交付番号 ・監理技術者講習の修了年月日 （次回講習予定年月）	当該技術者を配置予定技術者として入札参加資格の確認を申請中の他の秋他県発注工事がある場合 当該工事の名称、発注機関、開札予定日	工　事　経　歴 （過去に従事した同種工事の内容等）						
			工事名	発注者名	施工場所 （都道府県名）	契約金額 （百万円）	施工年度 及び工期 （月数）	従事役職	工　事　概　要 【工法、施工数量を記載のこと】
山王太郎	←他工事に配置されている監理技術者の例								
山王次郎	←同時期に入札中の県工事に配置予定の監理技術者の例	道路舗装工事 由利地域振興局 ○年○月○日開札							
山王三郎 （補佐）	←監理技術者補佐の例 ※補佐であることがわかるように記載								

≪備考　記載省略≫

新

（様式第３号）　（つづき）

会社名　Ａ建設株式会社

工事番号（工事番号がない場合は工事名）

２　配置予定技術者の現況等

氏名	現在従事している建設工事の有無	有の場合					本工事（※）に従事できると判断する理由
		工事名	発注者名	場所（市町村名）	請負金額（百万円）	工期（　～　）	
山王　太郎	有　無	道路改良工事	秋田地域振興局	秋田市	５０百万円	○○～○○	既契約工事の発注者から承認を得ており、監理技術者補佐を専任で配置できるため
山王　次郎	有　無（入札中）	道路舗装工事	由利地域振興局	由利本荘市	５５百万円	○○～○○	施工場所が同一地域振興局管内で監理技術者の資格要件が同一であるため
山王　三郎	有　無						○○工事における監理技術者補佐の資格を有しており、本工事に専任で配置できるため

≪備考　記載省略≫

３　営業所技術者等の現況

氏名	営業所の名称	担当する工事の種類	氏名	営業所の名称	担当する工事の種類

≪備考　記載省略≫

旧

（様式第３号）　（つづき）

会社名　Ａ建設株式会社

工事番号（工事番号がない場合は工事名）

２　配置予定技術者の現況等

氏名	現在従事している建設工事の有無	有の場合					本工事（※）に従事できると判断する理由
		工事名	発注者名	場所（市町村名）	請負金額（百万円）	工期（　～　）	
山王　太郎	有　無	道路改良工事	秋田地域振興局	秋田市	５０百万円	○○～○○	既契約工事の発注者から承認を得ており、監理技術者補佐を専任で配置できるため
山王　次郎	有　無（入札中）	道路舗装工事	由利地域振興局	由利本荘市	５５百万円	○○～○○	施工場所が同一地域振興局管内で監理技術者の資格要件が同一であるため
山王　三郎	有　無						○○工事における監理技術者補佐の資格を有しており、本工事に専任で配置できるため

≪備考　記載省略≫

３　営業所技術者等の現況

氏名	営業所の名称	担当する工事の種類	氏名	営業所の名称	担当する工事の種類

≪備考　記載省略≫

新

（記載例・専任特例１号による監理技術者又は主任技術者、第３条第７項による主任技術者）

配　置　予　定　技　術　者　の　資　格　・　工　事　経　歴　等

会社名　　Ａ建設株式会社

工事番号（工事番号がない場合は工事名）

1　配置予定技術者の氏名、資格、工事経歴等

氏　名	所持している ・法令による資格の名称、取得年月日、番号 ・監理技術者資格者証の交付年月日、交付番号 ・監理技術者講習の修了年月日 （次回講習予定年月）	当該技術者を配置予定技術者として入札参加資格の確認を申請中の他の秋他県発注工事がある場合 当該工事の名称、発注機関、開札予定日	工　事　経　歴 （過去に従事した同種工事の内容等）						
			工事名	発注者名	施工場所 （都道府県名）	契約金額 （百万円）	施工年度 及び工期 （月数）	従事役職	工　事　概　要 【工法、施工数量を記載のこと】
山王太郎	←他工事に配置されている監理技術者等の例								
山王次郎	←同時期に入札中の県工事に配置予定の監理技術者等の例	道路舗装工事 由利地域振興局 〇年〇月〇日開札							
山王三郎	←他の工事に配置されていない監理技術者等の例								

≪備考　記載省略≫

旧

（記載例・＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿主任技術者）

配　置　予　定　技　術　者　の　資　格　・　工　事　経　歴　等

会社名　　Ａ建設株式会社

工事番号（工事番号がない場合は工事名）

1　配置予定技術者の氏名、資格、工事経歴等

氏　名	所持している ・法令による資格の名称、取得年月日、番号 ・監理技術者資格者証の交付年月日、交付番号 ・監理技術者講習の修了年月日 （次回講習予定年月）	当該技術者を配置予定技術者として入札参加資格の確認を申請中の他の秋他県発注工事がある場合 当該工事の名称、発注機関、開札予定日	工　事　経　歴 （過去に従事した同種工事の内容等）						
			工事名	発注者名	施工場所 （都道府県名）	契約金額 （百万円）	施工年度 及び工期 （月数）	従事役職	工　事　概　要 【工法、施工数量を記載のこと】
山王太郎	←他工事に配置されている主任技術者の例								
山王次郎	←同時期に入札中の県工事に配置予定の主任技術者の例	道路舗装工事 由利地域振興局 〇年〇月〇日開札							
山王三郎	←他の工事に配置されていない主任技術者の例								

≪備考　記載省略≫

新

（様式第３号）　（つづき）

会社名　Ａ建設株式会社

工事番号（工事番号がない場合は工事名）

２　配置予定技術者の現況等

氏名	現在従事している建設工事の有無	有の場合					本工事（※）に従事できると判断する理由
		工事名	発注者名	場所（市町村名）	請負金額（百万円）	工期（　～　）	
山王　太郎	有　無	道路改良工事	秋田地域振興局	秋田市	５０百万円	○○～○○	専任特例１号の規定により兼務（詳細別紙）
山王　次郎	有　無（入札中）	道路舗装工事	由利地域振興局	由利本荘市	５５百万円	○○～○○	建設業法施行令第２７条第２項の規定により兼務（詳細別紙）
山王　三郎	有　無						

≪備考　記載省略≫

３　営業所技術者等の現況

氏名	営業所の名称	担当する工事の種類	氏名	営業所の名称	担当する工事の種類

≪備考　記載省略≫

旧

（様式第３号）　（つづき）

会社名　Ａ建設株式会社

工事番号（工事番号がない場合は工事名）

２　配置予定技術者の現況等

氏名	現在従事している建設工事の有無	有の場合					本工事（※）に従事できると判断する理由
		工事名	発注者名	場所（市町村名）	請負金額（百万円）	工期（　～　）	
山王　太郎	有　無	道路改良工事	秋田地域振興局	秋田市	５０百万円	○○～○○	建設業法施行令第２７条第２項の規定により兼務（詳細別紙）
山王　次郎	有　無（入札中）	道路舗装工事	由利地域振興局	由利本荘市	５５百万円	○○～○○	建設業法施行令第２７条第２項の規定により兼務（詳細別紙）
山王　三郎	有　無						

≪備考　記載省略≫

３　営業所技術者等の現況

氏名	営業所の名称	担当する工事の種類	氏名	営業所の名称	担当する工事の種類

≪備考　記載省略≫

附　則

１　この要綱は、令和７年１月１日から施行する。

２　この要綱による改正後の県が発注する建設工事における技術者等の兼務要綱の規定は、令和７年１月１日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

建設工事の施工体制点検等実施要領の一部改正　新旧対照表

新	旧
（点検等の方法等） 第５条　点検等の方法は、別表のとおりとする。 ２　点検者は、点検等を行うときは、下請負人（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第５項に規定する下請負人をいう。以下同じ。）を含めた全体の施工体制を把握することが建設工事の適正な施工の確保のために重要であることに鑑み、受注者に対し、施工体制台帳の作成、作成した施工体制台帳の工事現場への備え置き及び作成した施工体制台帳の写しの提出（情報通信技術（建設キャリアアップシステムその他適切なシステム等）を利用する方法により、監督課所の長が施工体制台帳の記載事項を確認できる場合を除く。）並びに施工体系図の作成及び作成した施工体系図の工事現場への掲示について必要な助言又は指導を行った上で、それらを適切に活用するものとする。	（点検等の方法等） 第５条　点検等の方法は、別表のとおりとする。 ２　点検者は、点検等を行うときは、下請負人（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第５項に規定する下請負人をいう。以下同じ。）を含めた全体の施工体制を把握することが建設工事の適正な施工の確保のために重要であることに鑑み、受注者に対し、施工体制台帳の作成、作成した施工体制台帳の工事現場への備え置き及び作成した施工体制台帳の写しの提出　　並びに施工体系図の作成及び作成した施工体系図の工事現場への掲示について必要な助言又は指導を行った上で、それらを適切に活用するものとする。
（別表）点検等の方法 ２　施工体制の把握の徹底等に関すること (1) 略 (2) 現場の施工体制の把握のため、次により、施工体制台帳及び施工体系図に基づく点検等を行うこと。なお、施工体制台帳の写しは、情報通信技術（建設キャリアアップシステムその他適切なシステム等）を利用する方法により、発注者が施工体制台帳の記載事項を確認できる場合を除き、適正化法第１５条第２項の規定により県に提出することが義務づけられているものであり、その提出先は、仕様書の規定により監督職員とされていることに留意すること。 ①　施工体制台帳の点検 (ｱ) 作成され工事現場に備え置かれた施工体制台帳及び提出された施工体制台帳の写し、又は情報通信技術を利用する方法による施工体制台帳を工事期間中に点検すること。 (ｲ) 略 ②～③　略 (3) 略	（別表）点検等の方法 ２　施工体制の把握の徹底等に関すること (1) 略 (2) 現場の施工体制の把握のため、次により、施工体制台帳及び施工体系図に基づく点検等を行うこと。なお、施工体制台帳の写しは、　　適正化法第１５条第２項の規定により県に提出することが義務づけられているものであり、その提出先は、仕様書の規定により監督職員とされていることに留意すること。 ①　施工体制台帳の点検 (ｱ) 作成され工事現場に備え置かれた施工体制台帳及び提出された施工体制台帳の写し　　を工事期間中に点検すること。 (ｲ) 略 ②～③　略 (3) 略

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>（様式第１号）
文　書　番　号
年　月　日
建　設　部　長　　様
（建設政策課扱い）
監督課所の長

建設業法等違反疑義情報について（報告）

次の者について、建設業法等の規定に違反すると疑うに足りる事実があるので、報告します。

１　商号又は名称及び代表者の氏名並びに建設業の許可を受けている者にあってはその許可番号

２　工事の名称及び番号

３　建設業法等違反疑義
・建設業法第２８条第１項第３号該当（他法令に違反し建設業者として不適当）
・建設業法第２８条第１項第４号該当（一括下請負）
・建設業法第２８条第１項第６号該当（無許可業者との下請契約）
・建設業法第２８条第１項第７号該当（特定建設業者以外の者との政令で定める額以上の下請契約）
・建設業法第２８条第１項第８号該当（営業停止又は営業禁止の者との下請契約）
・適正化法第１５条第１項により読み替えて適用する建設業法第２４条の８第１項違反（施工体制台帳の作成及び工事現場への備置き）
・適正化法第１５条第１項により読み替えて適用する建設業法第２４条の８第２項違反（下請負人の元請負人に対する再下請負通知）
・適正化法第１５条第１項により読み替えて適用する建設業法第２４条の８第４項違反（施工体系図の作成及び掲示）
・適正化法第１５条第２項違反(施工体制台帳の写しの提出)
・適正化法第１５条第３項違反（施工体制点検の受検）
・建設業法第２６条違反（主任技術者又は監理技術者の設置等）
・建設業法第２６条の２違反（専門技術者の設置等）
・その他（　　）
（担当）
※　当該者に係る施工体制台帳の写しを添付すること。</td><td>（様式第１号）
文　書　番　号
年　月　日
建　設　部　長　　様
（建設政策課扱い）
監督課所の長

建設業法等違反疑義情報について（報告）

次の者について、建設業法等の規定に違反すると疑うに足りる事実があるので、報告します。

１　商号又は名称及び代表者の氏名並びに建設業の許可を受けている者にあってはその許可番号

２　工事の名称及び番号

３　建設業法等違反疑義
・建設業法第２８条第１項第３号該当（他法令に違反し建設業者として不適当）
・建設業法第２８条第１項第４号該当（一括下請負）
・建設業法第２８条第１項第６号該当（無許可業者との下請契約）
・建設業法第２８条第１項第７号該当（特定建設業者以外の者との政令で定める額以上の下請契約）
・建設業法第２８条第１項第８号該当（営業停止又は営業禁止の者との下請契約）
・適正化法第１５条第１項により読み替えて適用する建設業法第２４条の７第１項違反（施工体制台帳の作成及び工事現場への備置き）
・適正化法第１５条第１項により読み替えて適用する建設業法第２４条の７第２項違反（下請負人の元請負人に対する再下請負通知）
・適正化法第１５条第１項により読み替えて適用する建設業法第２４条の７第４項違反（施工体系図の作成及び掲示）
・適正化法第１５条第２項違反(施工体制台帳の写しの提出)
・適正化法第１５条第３項違反（施工体制点検の受検）
・建設業法第２６条違反（主任技術者又は監理技術者の設置等）
・建設業法第２６条の２違反（専門技術者の設置等）
・その他（　　）
（担当）
※　当該者に係る施工体制台帳の写しを添付すること。</td></tr>
</table>

附　則

この要領は、令和７年１月１日から施行する。

建設産業における生産システム合理化指導要綱についての一部改正　新旧対照表

新	旧
第５　適正な施工体制の確立 （１）　施工体制の把握 　　略 　ア　略 　イ　施工体制台帳 　　発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、公共工事においては当該建設工事を施工するため下請契約を締結したとき、民間工事（公共工事以外の建設工事をいう。以下同じ。）においては当該建設工事を施工するため締結した下請契約の請負代金の額が建築一式工事にあっては7,000万円以上、建築一式工事以外の建設工事にあっては4,500万円以上となるときは、施工体制台帳(様式１又はこれに準拠するもの)及び作業員名簿（様式１－２又はこれに準拠するもの）を作成し、これを工事現場に備え置くとともに、公共工事においてはその写し（記載事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）を発注者に提出すること。 　　なお、情報通信技術（建設キャリアアップシステムその他適切なシステム等）を利用する方法により、発注者が施工体制台帳の記載事項を確認することができる場合は発注者への写しの提出は不要である。 　　また、民間工事においては、下請契約の請負代金の額が上記の金額未満の場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、施工体制台帳の作成を行うことが望ましいものであること。	第５　適正な施工体制の確立 （１）　施工体制の把握 　　略 　ア　略 　イ　施工体制台帳 　　発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、公共工事においては当該建設工事を施工するため下請契約を締結したとき、民間工事（公共工事以外の建設工事をいう。以下同じ。）においては当該建設工事を施工するため締結した下請契約の請負代金の額が建築一式工事にあっては7,000万円以上、建築一式工事以外の建設工事にあっては4,500万円以上となるときは、施工体制台帳(様式１又はこれに準拠するもの)及び作業員名簿（様式１－２又はこれに準拠するもの）を作成し、これを工事現場に備え置くとともに、公共工事においてはその写し（記載事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）を発注者に提出すること。 　　なお、 　　民間工事においては、下請契約の請負代金の額が上記の金額未満の場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、施工体制台帳の作成を行うことが望ましいものであること。

附　則

１　この要綱は、令和７年１月１日から施行する。

２　この要綱による改正後の建設産業における生産システム合理化指導要綱の規定は、令和７年１月１日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

設計・施工一括発注方式実施要綱についての一部改正　新旧対照表

新	旧
（様式第４号） 配置予定技術者等の資格・工事経験等 【記載上の注意事項】 （１）～（２）　略 （３）健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届等の写し、又はこれらに準ずる資料を添付すること。 （４）略	（様式第４号） 配置予定技術者等の資格・工事経験等 【記載上の注意事項】 （１）～（２）　略 （３）健康保険被保険者証等の写しを添付すること。 （４）略

附　則

1　この要綱は、令和７年１月１日から施行する。

2　この要綱による改正後の設計・施工一括発注方式実施要綱の規定は、令和７年１月１日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

県発注工事における県内業者に準ずる県外業者の取扱いについての一部改正　新旧対照表

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
1　準県内業者の資格確認手順
（1）提出書類の内容確認
次の①～③の手順により、提出書類の内容を確認すること。
<table>
<tr><th>手順</th><th>確認事項</th><th>確認する提出書類</th><th>確認内容</th></tr>
<tr><td>①</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>②</td><td>常勤性</td><td>秋田県内にある営業所等の社員が記載されている健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し（高齢者等により提出できない場合にあっては、職員の常勤性を確認できる書類）</td><td>略</td></tr>
<tr><td>③</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
</td><td>
1　準県内業者の資格確認手順
（1）提出書類の内容確認
次の①～③の手順により、提出書類の内容を確認すること。
<table>
<tr><th>手順</th><th>確認事項</th><th>確認する提出書類</th><th>確認内容</th></tr>
<tr><td>①</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>②</td><td>常勤性</td><td>秋田県内にある営業所等の社員の健康保険被保険者証の写し（高齢者等により提出できない場合にあっては、職員の常勤性を確認できる書類）</td><td>略</td></tr>
<tr><td>③</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

附　則

この要綱は、令和７年１月１日から施行する。